

四日市市告示第166号

四日市市市街化調整区域における空き家賃貸活用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市市街化調整区域における空き家賃貸活用補助金交付要綱（令和6年四日市市告示第204号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  |   | 改正前   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
|--|---|---|---------|---|---|---|--|------|-------|---------|---|---|---|
| <p>(補助対象の事業及び補助金の額等)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。</p>  |   | <p>(補助対象の事業及び補助金の額等)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。</p> |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| <table border="1"><thead><tr><th>補助事業</th><th>補助金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>リフォーム工事</td><td>リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。）</td></tr><tr><td>用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。）</td><td>許可申請書類の作成に要する費用（ただし、<u>30万円</u>を上限とする。）</td></tr></tbody></table> | 補助事業                                      | 補助金の額   | リフォーム工事 | リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。） | 用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。） | 許可申請書類の作成に要する費用（ただし、 <u>30万円</u> を上限とする。） | <table border="1"><thead><tr><th>補助事業</th><th>補助金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>リフォーム工事</td><td>リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。）</td></tr><tr><td>用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。）</td><td>許可申請書類の作成に要する費用（ただし、<u>10万円</u>を上限とする。）</td></tr></tbody></table> | 補助事業 | 補助金の額 | リフォーム工事 | リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。） | 用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。） | 許可申請書類の作成に要する費用（ただし、 <u>10万円</u> を上限とする。） |
| 補助事業   | 補助金の額                                     |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| リフォーム工事  | リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。） |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| 用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。）  | 許可申請書類の作成に要する費用（ただし、 <u>30万円</u> を上限とする。） |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| 補助事業   | 補助金の額                                     |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| リフォーム工事  | リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。） |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |
| 用途変更に伴う都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に係る許可申請書類の作成（以下「許可申請書類の作成」という。）  | 許可申請書類の作成に要する費用（ただし、 <u>10万円</u> を上限とする。） |   |         |   |   |   |  |      |       |         |   |   |   |

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)